

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	綾町商工会（法人番号 5350005001466） 綾町（地方公共団体コード 453838）
実施期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日
目標	経営発達支援計画の目標 綾町内の小規模事業者を取り巻く環境を的確に捉え、小規模事業者の持続的発展を目指すとともに、地域経済の発展に寄与するため以下のとおり目標を設定する。 （１）小規模事業者の経営力強化のための支援の充実 （２）事業承継および創業支援体制の充実・強化 （３）県外への販路開拓及び観光業と製造業・小売業・農業との連携強化 （４）経営指導員等の支援能力の向上
事業内容	経営発達支援事業の内容 ３．地域の経済動向調査に関すること 地域の経済動向を活用するため以下の取り組みを行う。 ① 国が提供するビッグデータの活用 ② 景気動向調査等の活用 ４．需要動向調査に関すること 綾町の有機野菜やそれらを利用した加工品に対する需要動向に対するアンケートを実施。 ５．経営状況の分析に関すること 経済産業省の「ローカルベンチマーク」を中心に各種分析ソフトやフォーマット、経営分析用のフレームワークを活用した経営分析を実施。 ６．事業計画策定支援に関すること 小規模事業者の持続的発展のため有効な手段となる事業計画策定のため以下の取り組みを行う。 ①事業計画策定セミナーの開催 ②DXセミナーへの参加斡旋・専門家派遣 ③事業計画策定支援 ７．事業計画策定後の実施支援に関すること 事業計画を策定した全事業者を原則４半期に一度巡回訪問し、計画の進捗状況等の確認を実施。 ８．新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 小規模事業者の販路開拓とDX化を推進するため以下の取り組みを行う。 ①「FOOD STYLE」出展事業（B to B） ②SNSやHP・ECサイトの活用事業（B to C）
連絡先	綾町商工会 〒880-1303 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣329-1 TEL:0985-77-0017/FAX:0985-77-2615 Email : aya@miya-shoko.or.jp 綾町 総合政策課 〒880-1303 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣515番地 TEL:0985-77-3464/FAX:0985-77-2094 E-mail : kankou@town.aya.lg.jp

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状及び課題

①概要

綾町は、宮崎県のほぼ中央部、宮崎市から西方約 20km、大淀川の支流・本庄川をさかのぼった中山間地域にあり、東部は国富町、南東部は宮崎市、南西部は小林市、北部は西米良村に接している。

町土の総面積は、95.19 k m²（令和 2 年 1 月 1 日国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）であり、町の面積の 80% 近くを森林が占めている。

地勢は、西部・北部・南西部ともに険しい九州中央山地に連なり、東部が開けて宮崎平野に続いている。九州中央山地に連なる綾北川・綾南川に囲まれた地域は、わが国最大の照葉樹林地帯が広がる地域であり、九州中央山地国定公園に指定され、平成 24 年 7 月にはユネスコエコパークに登録されている。

この照葉樹林地帯からは、「日本の名水百選」に選ばれた清らかな水が湧きだしていて、古くは江戸時代に鮎奉行が置かれたほどの鮎の名産地であった。住宅及び農用地は、綾北川・綾南川に挟まれた町東部の限られた平坦地に集中している。



②綾町の人口等の現状

綾町は令和 5 年 8 月現在、6,723 名、世帯数 2,865 世帯となっており、近年少しずつ減少している。人口減少の要因としては、若年労働者の町外流出をはじめ、未婚率の上昇、出生率の減少など様々な社会構造やライフスタイルの変化によるものと思われる。人手不足が見られる産業分野では雇用情勢の改善や労働力需要の高まりに伴い一層の人手不足が懸念される状況にあり、人材の確保と育成に関する取組が課題となっている。また、事業主の高齢による廃業の増加は宮崎県全体でも問題になっている。

【綾町の人口と世帯数の推移】

	平成26年	平成28年	平成30年	令和2年	令和4年
人口	7,316人	7,267人	7,111人	6,934人	6,784人
世帯	2,914世帯	2,928世帯	2,921世帯	2,857世帯	2,870世帯

※宮崎県発表統計データより

③綾町の産業の現状と課題

本町は長年「自然生態系農業の町」として環境保全型農業に取り組み、広く消費者の信頼を獲得してきた。本町では「有機野菜」を中心に販売する手づくりほんものセンターが地域文化と連動した商業地づくりの核となっている。手づくりのほんものセンターの売上拡大、発展が地域経済の活性化には不可欠である。

商業における卸売り・小売業の年間販売額は19億1千万円規模（令和元年度宮崎県の市町村経済計算）となっているが、近隣市町村の郊外型店舗の進出による影響を受け、年間商品販売額が減少傾向にある。町内からの消費の流出に歯止めをかけるとともに、観光客等の来町者を増やすことが大きな課題となっている。

工業については、年間製品出荷額が120.6億円規模（令和元年工業統計）となっており、環境にやさしい企業、農産物の加工業者の誘致を進めてきた。特に食品加工業は地域内で大きな雇用を生み出している。それらの事業所の経営の安定、発展は地域内の資金循環のスタートにもなることから、さらなる発展が期待されている。また、町内には43の工房があり、手づくり工芸の里としての取り組みが推進されている。これらの工芸品のPRや販路拡大、担い手の確保も大きな課題となっている。

観光入込客数の動向は、昭和61（1986）年の綾国際クラフトの城の竣工、平成元年の酒泉の杜オープンなどによる一連の観光拠点の形成によって増加傾向にあった。近年、観光客が減少している中で、新型コロナウイルスが感染症拡大し、急激に観光客が減少し、飲食業を中心とする各種産業に大きな影響を与えた。各種イベントの復活や観光施設の再開などが本町の観光復活への大きな課題となっている。

④綾町の商工業の現状と課題

綾町には、町民の生活を支える食料品・生活用品等を販売する小売業や自動車整備などのサービス業、生活インフラを支える建設業、地域経済を支える宿泊業や飲食サービス業、農林畜産物などを活用した食品加工業、各種工芸品等など、様々な業種の商工業がある。しかし、どの産業分野においても、人口減少に伴う担い手不足や地元消費力の低下、通信販売の利用や近隣都市部での購買の増加、経営者の高齢化などにより、事業所・商店等の廃業や売上の減少などが課題となっている。

本会の実態調査によると、綾町の商工業者数及び小規模事業者数は、令和元年度351事業者（小規模事業者数323事業者）から令和5年度360事業者（小規模事業者数332事業者）と僅かながら増加している。内訳をみると建設業と製造業、卸小売業が増加しているにもかかわらず、飲食・宿泊業が減少している。全体としては増加傾向にあるものの、経営者の高齢化や後継者不足による廃業、町

外への転出等もあり、一進一退の状況が続いている。

【業種別の商工業者数】

	建設業	製造業	卸・小売業	飲食・宿泊	サービス業	その他	合計
令和元年	50	70	85	50	75	21	351
令和5年	51	75	86	48	74	26	360
増減	+1	+5	+1	-2	-1	+5	+9

【小規模事業者数の推移】

	小規模事業者数
令和元年	323
令和5年	332
増減	+9

(商工会実態調査報告書)

2. 綾町の小規模事業者に対する長期的な振興の在り方

(1) 綾町としての小規模事業者に対する長期的な振興の在り方

令和3年3月に策定された第八次綾町総合長期計画（令和3年度～令和7年度の5年間）では、本町の将来像を「自然と共に生き 人と共に生きるまち 綾」とし、6つの基本目標を掲げている。その中の「力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり」において、商工業の振興に関する今後の取り組みと目標を次のように掲げている。

【施策の視点】

力強く活力に満ちた住み続けられるまちづくり

【商工業・観光・産業の振興】

商業においては、商業活動の活性化とともに、中小企業の基盤強化などを支援し、歩いて楽しめる市街地環境の整備や商業基盤の整備などを図る。工業においては、手づくり工芸の更なる振興を図るとともに、自然との共生が図れる企業の誘致を推進する。観光については交流人口の増加と地域に活力を生み出すため、おもてなしの心を磨き、既存観光施設などの更なる充実と新たな観光資源の発掘に取り組む。また、企業と町民との交流活動による新たな産業の育成や地産地消の考え方のもとに、町内産品の町内における消費拡大を推進する。主な取り組みは以下のとおり。

①商業の振興

- (ア) 商店街活性化事業などの有利な制度事業を取り入れた店舗改装や駐車場の確保を図る。
- (イ) 「地産地消」を基本とした活性化を推進するとともに、異業種交流・情報交換・インターネット販売などを行い新たな商業活性化の展開を図る。
- (ウ) 心のこもったサービスと確かな情報の提供に心がけ、地域社会と密着した独自の営業戦略を推進するとともに、町が商工会を支援しながら、地元商店での購買力の推進にも取り組む。
- (エ) 高齢者等地域住民へ配慮した消費者利便性を確保する。

②工業の振興

- (ア) 雇用力の大きい、自然と共生した無公害型企业等を誘致する。
- (イ) 経営体質の改善や工場の増設などによる生産性向上を促進する。
- (ウ) 伝統工芸品を地域生活に深く浸透させ、生産と消費が円滑に循環し、調和した地域文化として構築されるよう推進する。
- (エ) 活発な異業種交流・情報交換などを行い「有機農産物」などと「産業観光」が力を合わせ、農商工の連携とともに、販売・流通体制の充実を図り、情報発信に取り組む。

③観光の振興

- (ア) 観光施設については、費用対効果と十分な計画のもと整備を行い、管理・運営を適宜見直すことにより健全化を図る。
- (イ) フェイスブックなどSNS を積極的に活用した情報発信を推進し、関係各課と連携し、ホームページを随時更新するとともに、ライブカメラ設置などを検討し、広く世界に情報発信を図る。
- (ウ) 豊かな自然や静かな環境の中でこそ進めることのできる、森林・工芸・農業の体験プログラムの整備を図るとともに、地域リーダーの育成研修などの教育合宿に利用・活用していく。

④産業の育成

- (ア) 本町の地域資源と産業基盤に立脚し、新たな産業分野の展開を図ろうとする企業・個人・起業グループなどと強調し、積極的な支援を行う。
- (イ) 異業種交流会を開催するなど交流活動を推進する。

(2) 商工会としての長期的な振興の在り方

①10年程度を見据えて

本町の今後10年を見据えると、高齢化や人口減少による消費の減少が予想される中で、地域内の小規模事業者がいかにして活力を失わずに事業を継続させていくかが大きな課題となっている。

新型コロナウイルスが感染症法上の位置づけが第5類へ変更されて以降は、町内観光施設への客数も少しずつ回復してきていることから、観光産業の更なる充実が地域経済へ大きな裨益をもたらすものと思われる。また、有機農業は本町のブランド価値を大きく高めており、観光スポットの一つでもある「あや手づくりほんものセンター」による農産物や加工品の販売は農産物生産者や加工品の製造業者の経営基盤を大きく支えており、今後さらなる発展が必要であると考えられる。

本会においては、窓口相談や巡回訪問を通じて支援対象の小規模事業者を掘り起こし、経済動向調査にもとづく調査結果の提供や経営分析を行うことで、経営課題を解決しながら、売上拡大、経営力向上につながる事業計画の策定を支援する。

また、廃業による事業者数の減少を少しでも食い止めるため、後継者及び創業者を重点的に支援することによって地域経済の持続的発展に寄与する。

②第八次綾町総合長期計画との連動制・整合性

第八次綾町総合長期計画において、商工業の振興については、中小企業の経営基盤の強化、商業基盤の整備といった事業者への経営支援の拡充と中心市街地活性化への内容が明記されている。また、「有機農産物」などと「産業観光」が力を合わせ、農商工の連携とともに、販売・流通体制の充実を図り、情報発信に取り組むとの記載もある。

これらについては、当商工会経営発達支援計画で目指す長期的な振興の在り方として、小規模事業者の売上向上や経営力向上支援につながるものである。

③綾町商工会としての役割

小規模事業者は、高齢化や人口減少による市場の縮小による売上減少、後継者不在による事業承継問題等の経営課題を抱えている。地域における総合経済団体として、課題解決の為の経営分析、事業計画の策定、販路開拓支援、事業承継等の支援を実施する。綾町やその他関係機関と連携しながら、個者支援の中心的な役割を果たし、小規模事業者の持続的発展を目指すとともに、地域経済の発展に寄与する。綾町商工会は綾町内全域の小規模事業者の支援を管轄する。

3. 経営発達支援事業の目標

当商工会では、上述の1および2を踏まえ下記（1）～（4）のとおり目標を設定し、実現を通して地域への裨益とする。

（1）小規模事業者の経営力強化のための支援の充実

社会・経済環境の変化に適応し、新商品・新サービスの開発や売上拡大などに前向きに取り組む小規模事業者に対し、伴走型の経営支援を実施し自立的な経営力強化による事業継続を実現する。

巡回訪問及び窓口相談の際の小規模事業者との対話と傾聴を通じて、個々の課題を設定した上で、地域経済を支える小規模事業者の力を引き出し、地域全体での持続的発展の取組みへ繋げる。

（2）事業承継および創業支援体制の充実・強化

経営者の高齢化や後継者不足などの事由で廃業する事業者が増加している。小規模事業者の維持を図るために、他の支援機関や専門家との連携を密にし、事業承継支援や新規創業への伴走型支援を充実させ、事業を発展させることを通じて小規模事業者の活力を維持する。

（3）県外への販路開拓及び 観光業と製造業・小売業・農業との連携強化

綾町の地域資源を生かし、事業者の新商品開発や販路拡大への支援、フォローアップによる売上向上と収益性のある商品づくりを支援する。商談会への参加等を通じて、小規模事業者の売上の増加を図るとともに、DXの推進にも力を入れ、魅力ある綾町の商品を全国に発信し、「綾町」のブランド価値を高め、観光という人の流れが町地域経済を活性化させる好循環の構築を目指す。

（4）経営指導員等の支援能力の向上

小規模事業者への経営支援を充実させるため経営指導員等の支援能力の向上を図る。課題解決型

の支援のための知識の習得、課題設定型の支援のためのコミュニケーション能力の向上を目指す。また、小規模事業者の DX 支援をするため、支援者自らの DX に関する知識や能力の向上を図っていく。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の実施期間、目標の達成方針

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 目標の達成に向けた方針

①小規模事業者の経営力強化のための支援の充実

窓口相談や巡回訪問の中での事業者との対話と傾聴を通じて、事業者の置かれた状況や経営課題を把握し、小規模事業者の目の前の課題解決のため、経済動向調査で把握した統計データを活用しながら、経営分析や事業計画の策定について伴走型の経営支援を実施し、小規模事業者の売上及び利益の拡大に貢献する。

また、経営力再構築伴走支援にも積極的に取り組み、経営者等との「対話と傾聴」を通じて、事業者の「本質的課題」に対する経営者の「気づき・腹落ち」を促すことにより「内発的動機づけ」を行い、事業者の「能動的行動・潜在力」を引き出し、事業者の「自己変革・自走化」を目指す。

そして、事業計画をもとにしたPDCAサイクルで経営の舵取りを行う事業所数を増やすことによって、経営基盤の強固な小規模事業者を増大させるとともに地域経済の活性化と雇用増加を図っていく。加えて、競争上の優位性を確立するためにDXを取り入れた支援に取り組み、持続的発展につなげていく。

②事業承継および創業支援体制の充実・強化

経営者の高齢化と後継者不足による廃業が増加傾向にある中で、小規模事業者の減少に歯止めをかけるためにも、宮崎県事業承継・引継ぎ支援センターや綾町と連携して円滑な事業承継支援を行う。

また、新規開業希望者に対して創業計画策定支援を伴走型で行い、綾町で開業を目指す事業者の事業の円滑なスタートと事業の発展を目指した支援を行う。

③県外への販路開拓及び観光業と製造業・小売業・農業との連携強化

綾町で製造・販売される有機野菜やそれらを原材料とする加工品についてブラッシュアップを図り、都市圏での商談会参加を通して県外への販路拡大を目指す。県外で販売された商品が「綾町」をPRし、「綾町」のブランド価値を高め、観光という人の流れが町内消費をさらに拡大させ、地域経済を活性化させる好循環の構築を目指す。

④経営指導員等の支援能力の向上

小規模事業者への経営支援を充実させるためには、経営指導等の支援能力の向上が不可欠である。これまでの、課題解決型の支援に加えて、課題設定型の支援を実施するためには対話と傾聴を効果的に実施できるコミュニケーション能力の向上も必要となる。また、小規模事業者のDX支援をするため、支援者自らのDXに関する知識や能力の向上を図っていく。

I. 経営発達支援事業の内容

3. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、全国商工会連合会が4半期ごとに実施し、宮崎県商工会連合会が集計分析する宮崎県版中小企業景況調査を実施してきたが、ヒアリングした結果の事業者への提供や経営支援への活用は不足していた。

今後、小規模事業者が持続的発展を図るためには、地域の経済動向を把握した上で経営状況分析や事業計画策定に繋げることが重要であるため、ビッグデータを活用した分析及び事業者への提供を実施する。

(2) 目標

項 目	現 状	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
①地域経済動向分析の公表回数	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
②景気動向分析の公表回数	—	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

(3) 事業内容

①国が提供するビッグデータの活用

国が提供する「RE S A S（地域経済分析システム）」やそのサマリー機能を活用し、経営指導員が中心となって本町の経済動向分析を行い、年1回公表する。

(ア) 調査を行う項目

産業別の売上高・付加価値額、業種別の産業特性、滞在人口など

(イ) 分析手法

サマリー機能から抽出されたデータを基に製造業・小売業等の出荷額・販売額等を取りまとめ、本町の経済構造・滞在動向等を分析し、小規模事業者の外部環境分析、事業計画策定に活用する。

②景気動向調査等の活用

全国商工会連合会が4半期ごとに実施し、宮崎県商工会連合会が集計分析する宮崎県版中小企業景況調査（調査対象企業数150社）を活用して年4回公表する。

(ア) 調査を行う項目

売上額、採算、資金繰り、業況、設備投資、経営上の問題点

(イ) 分析手法

宮崎県版中小企業景況調査においては、上記（ア）に基づくヒアリング結果をディフュージョン・インデックスを用いて集計、分析し業種ごとの景況をわかりやすく表示する。

(4) 成果の活用方法

上記取組により収集・調査・分析した結果は、商工会ホームページに掲載して、広く町内小規模事業者に周知するとともに、経営指導員等が経営状況分析及び事業計画策定支援を行う際の参考資料とする。

4. 需要動向調査に関すること

(1) 現状と課題

需要動向調査については、商工会独自の需要動向調査は行っておらず、相談に応じて関連する情報を提供する程度である。

多くの小規模事業者は経験や勘に頼った商品開発や既存商品の販路開拓を行っている。そのため、事業者マーケットインの考え方を浸透させ、消費者ニーズに沿った事業展開を行っていく必要がある。

(2) 目標

項 目	現 状	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度
新商品・既存商品に関するアンケート調査事業者数・商品数	—	4 者 4 商品	4 者 4 商品	4 者 4 商品	4 者 4 商品	4 者 4 商品
上記調査のアンケート回収サンプル数	—	各 5 0	各 5 0	各 5 0	各 5 0	各 5 0

(3) 事業内容

新商品を開発した小規模事業者、将来的に販路を拡大したい綾町内の小規模事業者を対象に、綾町の一次産品（有機野菜、果実、肉、魚等）を活用した加工品に関する需要動向に関するアンケートを実施する。

【調査方法】

(情報収集)

町内外から多くの観光客や買物客が訪れる特産品販売所「綾手づくりほんものセンター」において、新商品や今後販路拡大を目指す商品をピックアップし、それらを購入した消費者に対してアンケート調査を実施する。調査は調査用紙にQRコードを印字し、インターネットにて回答してもらう方法をとる。

(情報分析)

調査結果は、販路開拓の専門家に意見を聞きつつ、経営指導員等が分析を行う。

【サンプル数】 2 0 0 件（5 0 件×4 商品）

【調査項目】

①見た目（パッケージを含む。）、②味、③甘さ、④硬さ、⑤色、⑥大きさ、⑦価格等とし、調査対象とする商品の特性により追加する。

【調査結果】

商品評価アンケートの調査結果を集計、分析し、経営指導員が調査を実施した事業者に対し説明等を行うとともに、必要に応じて専門家派遣制度を活用し、商品改良、内容量・パッケージの変更や商品開発の提案を行う。

5. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、小規模事業者の経営状況の分析については、小規模事業者持続化補助金申請相談時等の補助金の申請時の単発的な分析に終わっており、また、分析内容も財務データから見える表面的な課題に着目していた。

今後、小規模事業者の持続的発展を図るためには、経営者自身が自社の経営の本質的課題を把握し、経営指導員等もその情報を共有して、伴走的に問題解決に取り組むことが重要である。

(2) 目標

項 目	現 状	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
経営分析実施数	24社	25社	25社	25社	25社	25社

(3) 事業内容

経営指導員等による巡回訪問・窓口相談を介して対象者の掘起しを行い、自社の強み・弱みなどの気づきを与える機会を設け、自社の経営課題等を把握し、事業計画の策定等への活用について理解を深めることで個別の経営分析に繋げる。

① 対象者

自社の経営状況把握や事業計画策定等に意欲を持ち、売上や販路の拡大を目指す事業者、又はその可能性を持つ事業者、綾町の一次産品（有機野菜、果実、肉、魚等）を活用した加工品の製造業者、事業承継を計画している事業者等から選定する。

② 分析を行う項目

財務情報…企業の過去の姿を映す

- ア 売上高増加率…売上持続性
- イ 営業利益率…収益性
- ウ 労働生産性…生産性
- エ EBITDA 有利子負債倍率…健全性
- オ 営業運転資本回転期間…効率性
- カ 自己資本比率…安全性

非財務情報…企業の現在の姿を映し、将来の可能性を評価

- ア 経営者への着目
- イ 事業への着目
- ウ 関係者への着目
- エ 内部管理体制への着目

③ 分析手法

経済産業省の「ローカルベンチマーク」を中心に各種分析ソフトやフォーマット、経営分析用のフレームワークを活用し、経営指導員等が財務情報、非財務情報をバランス良く分析する。また、事業所の状況によっては決算データに基づき詳細な財務分析、ヒアリングによるSWOT分析やクロスSWOT分析を実施するなど柔軟に対応する。

(4) 分析結果の活用方法

分析結果は、図やグラフ等を用いて見える化し当該事業者にはフィードバックし、事業計画の策定等に活用する。

また、分析結果は商工会内部で共有することで、経営指導員等のスキルアップにも活用することができる。

6. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、主に金融相談や小規模事業者持続化補助金申請相談の際に事業計画策定支援を実施してきたが、事業者は補助金獲得等のみを目的としていることが多く、計画の継続的な実行の重要性を認識してもらえないことは少なかった。

今後、小規模事業者が持続的発展を図るためには、事業計画策定の本来の意義や重要性の理解を得た上で、経営指導員等が伴走的に支援を継続することが課題である。

(2) 支援に関する考え方

経営分析を行うだけでは、事業の発展には直接繋がらないため、経営分析を行った事業者が具体的なアクションをおこすための事業計画策定を支援する。また、事業計画策定の基本的な流れや考え方は事業者自らが習得することが望ましいため、事業計画策定セミナーを開催する。そして、事業者自身が自社の現状を正しく理解した上で当事者意識をもって課題に向き合い、事業計画策定に能動的に取り組むため、対話と傾聴を通じて最適な意思決定のサポートを行っていく。

また、新規創業予定者や事業承継を検討している事業者に対しても優先的に計画策定の支援を行う。事業計画策定にあたってはDXの活用を含めた事業計画が効果的であるため、DXに関するツールや活用方法や活用事例などの情報提供を積極的に行っていく。

DX推進については事業計画の策定前段階において必要に応じて専門家派遣や商工会連合会が主催するセミナーへの参加を促すことで小規模事業者の競争力の維持・強化を促す。

(3) 目標

項 目	現 状	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
①事業計画策定セミナーの開催	—	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
事業計画策定セミナーの参加者	—	1 0 者	1 0 者	1 0 者	1 0 者	1 0 者
②DX セミナー参加 幹旋事業者数	—	5 者× 2 回	5 者× 2 回	5 者× 2 回	5 者× 2 回	5 者× 2 回
③事業計画策定事 業者数	2 4 者	2 5 者	2 5 者	2 5 社	2 5 社	2 5 社
DX 専門家派遣	—	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

(4) 事業内容

①事業計画策定セミナーの開催

ア 支援対象 綾町の一次産品（有機野菜、果実、肉、魚等）を活用した加工品の製造業者を含め、事業計画に基づく経営に関心のある小規模事業者

イ 支援手法 講師は実務に精通した中小企業診断士とし、受講者の募集については日常の巡回訪問や窓口相談、ホームページによる広報などで行う。内容は事業計画の重要性や考え方、実際に事業計画を策定するための手順等とする。

②DXセミナーへの参加幹旋・専門家派遣

ア 支援対象 DXを活用して経営に革新をもたらしたい小規模事業者

イ 支援方法 年間2回程度開催される県連合会が主催するDXセミナーへHPでの広報や巡回訪問、窓口相談の際の積極的な声掛けにより参加幹旋を行う。なお、受講者の中から専門的なツールや知識の習得に対する支援要望があった際には専門家派遣による支援を実施する。

③事業計画策定支援

ア 支援対象 事業計画策定セミナー参加者及び経営分析を行った全事業者を対象とする。

イ 支援手法 各種事業計画策定のためのフォーマットを活用し、宮崎県中小企業基盤強化事業の専門家や宮崎県よろず支援拠点の専門家とも連携しながら、経営指導員を中心に事業計画の策定支援を実施する。また、事業承継に関しては、宮崎県事業承継ネットワークや宮崎県事業引継ぎ支援センターと連携した策定支援を行う。

7. 事業計画策定後の実施支援に関すること

(1) 現状と課題

これまで本会では、小規模事業者への巡回訪問・窓口相談を通じて、持続化補助金等の採択を受け

た計画のフォローアップ支援は行っていたが、補助事業終了とともに支援が途切れるケースも多かった。

今後、小規模事業者の持続的発展を図るためには、3～5年間の事業計画の進捗管理を定期的・継続的に実施し、PDCAのサイクルを確立して計画の実効性を高めることが重要となっている。

(2) 支援に対する考え方

自走化を意識し、経営者自身が「答え」を見いだすこと、対話を通じてよく考えること、経営者と従業員と一緒に作業を行うことで現場レベルで当事者意識を持って取組むことなど、計画の進捗フォローアップを通じて経営者へ内発的動機づけを行い、潜在力の発揮に繋げる。

事業計画を策定した全ての事業者をフォローアップ支援の対象とする。原則、計画策定後、4半期に1回巡回訪問によるフォローアップを実施することとするが、事業者の進捗状況により、訪問頻度の調整も行う。

(3) 目標

項 目	現 状	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度
フォローアップ 対象事業者数	24者	25者	25者	25者	25者	25者
フォローアップ 延べ回数	58回	100回	100回	100回	100回	100回
売上10%増加 事業者数	—	10者	10者	10者	10者	10者

(4) 事業内容

事業計画を策定した全事業者を原則4半期に一度巡回訪問し、計画の進捗状況等の確認を実施する。ただし、進捗状況が芳しくない場合は訪問頻度を増やし、順調に計画実行されている場合は頻度を減らすなど、事業者に応じて臨機応変に対応する。

なお、計画実施の停滞・遅延等により計画とのズレが生じている場合は、経営指導員等が中心となって、外部専門家等の第3者も交えて当該ズレの発生要因や今後の方策等を検討し、事業者への内部的な動機づけを行い、自走化に向けて潜在力を引き出すことができるよう、フォローアップ頻度の見直し、計画の修正等を行う。

8. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

本会では、令和4年度、伴走型補助金を活用して、九州最大の展示会「FOOD STYLE kyushu」へ参加した。展示会に参加した事業者は多くの成果があったが、参加が3事業者と少なく、課題が残った。

有機農業という地域の強みを活かし、需要を拡大させていくためにも、食品加工業の販路開拓支援は不可欠であるため、今後は都市部での大規模展示会への出展事業者を増やしていきたい。また、今後、新たな販路の開拓には、DX推進が必要であるということを理解・認識してもらい、新しい形での取り組みを支援していく必要がある。

(2) 支援に対する考え方

商工会独自で開催するのではなく、首都圏で開催される既存の展示会への出展を目指す。出展にあたっては、経営指導員が事前事後の出展支援を行うとともに、出展期間中には、陳列、接客などきめ細やかな伴走支援を行い、取引成立の実効性を高める。

DXに向けた取り組みとして、ホームページやSNSを活用した情報発信、ECサイトの利用等、IT活用による営業・販路開拓に関する相談対応を行い、導入にあたっての支援を行う。また、必要に応じてIT専門家派遣等を活用して事業者の段階にあった支援を行う。

(3) 目標

項 目	現 状	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
①商談会出展事業者数	3 者	5 者	5 者	6 者	6 者	9 者
成約件数	3 件	1 0 件	1 0 件	1 2 件	1 2 件	1 8 件
②SNS や HP・EC サイトの活用事業者	－	5 者	5 者	5 者	5 者	5 者
売上増加率／者	－	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %	1 0 %

(4) 事業内容

①「FOOD STYLE」出展事業（B t o B）

（株）イノベントが主催する商談会で、九州では、福岡市で毎年開催されている。2022年秋の商談会では、2日間で九州を中心として約1,092社が出展し、延15,000名ほどのバイヤーが来場する大規模な商談会で、新規取引先の開拓に非常に有用である。また、九州の良いものを探しに来ているバイヤーが多く商談から成約につながる可能性も高い。

(ア) 支援対象

経営分析や事業計画策定を行った食料品製造業者とする。

(イ) 支援手法

事前に出展事業者と綿密に打ち合わせを行った上で参加するものとし、特に初めて出展される事業者に対しては、商談会での効果的なブース設営・商品陳列・販促物の準備やプレゼンテーション手法等のシミュレーションをした上で商談会に臨む。また、必要に応じて専門家による個別支援も実施する。

商工会が出店者数に応じたブースを借上げ、当日は経営指導員等も同行し、より効果の出せる商談ができるように支援を実施する。

また、商談会終了後は、展示会で名刺交換や商談を行った企業へのフォローアップの状況を定期的にモニタリングし、不足している場合はフォローアップを促す等、出展効果をより高めるための支援を実施する。

②SNS や HP・EC サイトの活用事業者（B t o C）

現状の顧客が当町及び宮崎市が中心になっていることから、SNS や HP・EC サイトといった DX 化・デジタル化を推進していく。

(ア) 支援対象

消費者を対象とする商品を取り扱い DX への意識の高い事業者

(イ) 支援手法

支援については基礎的な操作や登録方法等については経営指導員等が行い、専門的な内容については、専門家派遣や他の支援機関を柔軟に活用する。

さらに活用事業者から要望があれば、DX に向けた取組として、当会 SNS でも記事を掲載することで新規顧客開拓を補完できるように支援する。

Ⅱ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

9. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

(1) 現状と課題

当会に、綾町総合政策課課長、法定経営指導員、外部有識者として中小企業診断士の資格を持つ県商工会連合会職員で構成する「綾町商工会経営発達支援事業等協議会」を設置し、年に1回、経営発達支援事業の評価及び見直しを行っている。また、協議会での評価結果は、商工会HPで公表している。

課題として、法改正により今後新たな仕組み作りが必要となっている。

(2) 事業内容

綾町総合政策課長、法定経営指導員、外部有識者（中小企業診断士等の専門家）を構成員とする「綾町商工会経営発達支援事業等協議会」を設置し、年1回以上開催する。当協議会で経営発達支援事業の進捗状況の評価し、商工会理事会にフィードバックした上で、事業の改善・見直し等を行う。また評価結果は、綾町商工会HPに掲載し、閲覧可能な状態にする。

10. 経営指導員等の資質向上等に関すること

(1) 現状と課題

宮崎県商工会連合会等が主催する経営指導員等を対象とした研修に積極的に参加し、資質向上に努めている。

しかしながら、支援ノウハウを個人が管理している傾向にあり、組織内に蓄積していく仕組み作りができていない。職員が異動しても個人の支援ノウハウを組織内へ蓄積できる仕組み作りが必要である。また、会員事業所へのDX推進をするため、支援にあたる職員等（一般職員含む）そのもののITスキルの向上が課題である。

(2) 事業内容

①外部講習会等の積極的活用

小規模事業者への伴走支援ができるよう、宮崎県、宮崎県商工会連合会、中小企業基盤整備機構、中小企業大学校が主催する「経営支援能力向上セミナー」や「小規模事業者課題設定力向上研修」等へ積極的に参加し職員の「経営力再構築伴走支援」の基本姿勢（対話と傾聴）の習得及び支援スキル向上を図る。

②DX推進に向けたセミナーへの参加

喫緊の課題である地域の事業者のDX推進への対応にあたっては、経営指導員等（一般職員含む）のITスキルを向上させ、ニーズに合わせた相談・指導を可能にするため、下記のようなDX推進取り組みに係る相談・指導能力の向上のためのセミナーについても積極的に参加する。

<DXに向けたIT・デジタル化の取り組み>

(ア) 事業者にとってうち向け（業務効率化等）の取り組み

RPAシステム、クラウド会計ソフト、電子マネー商取引システム等のITツール
テレワークの導入、補助金の電子申請、情報セキュリティ対策等

(イ) 事業者にとって外向け（需要開拓等）の取り組み

ホームページ等を活用した自社PR・情報発信方法、ECサイト構築・運用
オンライン展示会、SNSを活用した広報、モバイルオーダーシステム等

(ウ) その他取り組み

オンライン経営指導の方法等

③ 職員間のミーティングの開催

経営指導員研修会等へ出席した経営指導員等が講師を務め、研修で学んだ内容について、資料の共有だけでなく、一般職員他も参加したミーティング方式で報告会を行い、意見交換等を行うことで、職員の支援能力の向上を図る。

④新基幹システムによるデータ共有化

支援を実施した経営指導員等が基幹システムに支援実績等のデータ入力を行い、常に最新の支援状況を全職員で共有する。策定中の事業計画等も全職員が閲覧・入力できるため、組織的支援が可能となる。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制											
(令和6年6月現在)											
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制／関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）											
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">綾町商工会</th></tr> <tr> <td>事務局長</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>法定経営指導員</td><td>1名</td></tr> <tr> <td>経営・情報支援員</td><td>2名</td></tr> <tr> <td>一般職員</td><td>1名</td></tr> </table>	綾町商工会		事務局長	1名	法定経営指導員	1名	経営・情報支援員	2名	一般職員	1名	綾町総合政策課
綾町商工会											
事務局長	1名										
法定経営指導員	1名										
経営・情報支援員	2名										
一般職員	1名										
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制											
①当該経営指導員の氏名、連絡先											
■氏 名：江川 康一											
■連絡先：綾町商工会 TEL 0985-77-0017											
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）											
経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。											
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先											
①商工会／商工会議所											
〒880-1303 宮城県東諸県郡綾町大字南俣329-1											
綾町商工会											
TEL：0985-77-0017／FAX：0985-77-2615											
E-mail：aya@miya-shoko.or.jp											
②関係市町村											
〒880-1392 宮城県東諸県郡綾町大字南俣515番地											
綾町総合政策課											
TEL：0985-77-3464／FAX：0985-77-2094											
E-mail：kankou@town.aya.lg.jp											

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度
必要な資金の額	2, 100	2, 100	2, 100	2, 100	2, 600
新たな需要開拓に寄与する事業に関する事業費	2, 000	2, 000	2, 000	2, 000	2, 500
事業の評価及び見直しをするための仕組みに関する	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、伴走型小規模事業者支援推進事業者補助金、綾町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

経営発達支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等